

地下水質モニタリングに関する既存の通知等について

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について
(H1.9.14 環水管第189号)

1. 測定計画の内容について(地下水質調査方法)
 - (1) 目的
 - (2) 調査の種類
 - (3) 調査項目及び回数等
 - (4) 調査地点
 - (5) 分析方法
 - (6) その他留意事項

2. 測定計画作成に当たっての手続きについて
3. 測定結果の取扱いについて
 - (1) 数値の取扱い(報告下限値、有効数字)
 - (2) 報告方法
4. 測定結果の公表について
5. 汚染判明時の衛生部局への連絡について

その他
(排水規制との関係、関係部局との連携について)

(一部改正)
(H5.3.8 環水管第22号)

公共用水域環境
基準追加

(一部改正)
(H9.3.13 環水管第81号)

地下水環境基準
設定に伴う

(一部改正)
(H11.3.12 環水企第89-3号)

環境基準追加
(硝酸性窒素等)
に伴う

水質モニタリング方式効率化指針の通知について
(H11.4.30 環水企第186号, 環水規第163号)

「技術的な助言」として位置づけ

環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び
水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について
(H13.5.31 環水企第92号)

処理基準

1. 常時監視

(1) 常時監視に用いる測定

(2) 常時監視の結果の報告

- 1) 報告の手続き
- 2) 報告内容
- 3) 適宜報告事項
- 4) 報告下限値等
- 5) 有効数字等
- 6) 環境基準以外の項目
- 7) 平均値の計算

(3) 環境基準適合・不適合の判断

2. 測定計画

引用

(ダイオキシン類関係)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質(水底の底質を含む。)の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について
(H13.5.31 環水企第93号)

処理基準

準用

1. 常時監視の調査測定方法
2. 調査測定結果の評価方法
3. 結果の報告
4. その他
(精度管理に留意する旨)

地点の具体的な
選定方法について参考

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について
(H1.9.14 環水管第189号)

1. 測定計画の内容について(地下水質調査方法)
 - (1) 目的
 - (2) 調査の種類
 - (3) 調査項目及び回数等
 - (4) 調査地点
 - (5) 分析方法
 - (6) その他留意事項
 2. 測定計画作成に当たっての手続きについて
 3. 測定結果の取扱いについて
 - (1) 数値の取扱い(報告下限値、有効数字)
 - (2) 報告方法
 4. 測定結果の公表について
 5. 汚染判明時の衛生部局への連絡について
- その他
(排水規制との関係、関係部局との連携について)

水質モニタリング方式効率化指針の通知について
(H11.4.30 環水企第186号, 環水規第163号)

(別紙)

| | 元年通知・地下水質調査方法 | 効率化指針 |
|------------|---|--|
| 調査項目 | <ul style="list-style-type: none">・環境基準項目が基本・汚染の可能性が極めて低いと考えられる場合には、適宜対象物質を減ずることができる | <p>(概況調査)</p> <ul style="list-style-type: none">・工場・事業場の立地状況等から汚染の可能性が低い項目が数回(2~3回)連続して検出されない場合は調査対象から除外してもよい (自然由来の汚染があり得るので地質の検討も必要)・アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみでもよい (汚染井戸周辺地区調査・定期モニタリング調査)・基準超過があった項目を基本とし、その分解生成物や前駆物質が基準項目である場合には要調査 |
| 調査回数 | | |
| 概況調査 | <ul style="list-style-type: none">・年1回以上。なお、季節変動を考慮することが望ましい。・流動や汚染物質の使用状況を考慮し、数年後に再調査 | <ul style="list-style-type: none">・流動や水位が大きく変化しない場合は年1回程度・浅層の不圧地下水は水位変動によって水質も変動する可能性があるため、年2~4回の調査が望ましい |
| 汚染井戸周辺地区調査 | <ul style="list-style-type: none">・汚染発見後、できるだけ早急に実施・1地区の調査はできるだけ短期間に実施 | <ul style="list-style-type: none">・地下水位が大きく変動する地域においては、高水位時及び低水位時に調査することが望ましい |
| 定期モニタリング調査 | <ul style="list-style-type: none">・年1回以上実施・毎年同じ時期に設定 | <ul style="list-style-type: none">・年1回程度、季節変動等がある場合には高濃度時に調査・濃度変化が少ない場合は、段階的に調査間隔を延長してよい・調査の終了を判定する段階には、季節変動等が十分把握できる頻度で調査・終了時には、汚染範囲内で再度調査を行い、一定期間基準値以下であることを確認 |

| | 元年通知・地下水質調査方法 | 効率化指針 |
|------------|--|---|
| 調査地点 | | |
| 概況調査 | <p>定性的表現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の概況を把握できること ・土地利用・地下水利用の状況を勘案，汚染の可能性や汚染による影響の大きい地域を重点的に調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・メッシュ・ローリング方式を推奨 ・メッシュの大きさは市街地で1～2km，その周辺地域で4～5kmが目安 ・山間部では土地利用や地下水利用等から代表地点を選定 ・ローリングの場合3～5年で一巡することが目安 <p>等</p> |
| 汚染井戸周辺地区調査 | <p>定性的表現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染が想定される範囲全体を含むように調査範囲を設定 ・流向が既知の場合はその方向に帯状に調査 ・飲用井戸はできるだけ調査 ・対象井戸が多い場合は区域を分け順次調査 ・大きな空白が生じる場合は新規井戸設置も調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準超過のみならず，近傍に汚染源が存在するおそれがある場合には環境基準以下でも実施 ・流向流速が不明な場合，汚染井戸を中心に範囲を設定し（目安0.5km），段階的に範囲を拡大することが望ましい ・帯水層ごとの汚染範囲の把握が望ましい |
| 定期モニタリング調査 | <p>定性的表現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用・地下水利用の状況を勘案，水質の経年変化を把握する上で代表的な地点を選定 ・汚染源近傍地点及び下流の未汚染地点を含むことが望ましい ・必要に応じて新規井戸設置も考慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・揚水量が大きく変化した場合は，流向が変化することがあるため，調査地点を再設定することが望ましい ・濃度変化があまりみられない場合には，適宜地点を減じてよいが，高濃度地点は調査を継続 |